

|   |  |
|---|--|
| <p>お申込み<br/>いただける方</p> <p>( 右記の項目を<br/>いずれも満たす方 )</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国籍または永住許可を有する外国籍の方</li> <li>・ご融資実行時満20歳以上満70歳未満で最終返済時満80歳以下の個人の方</li> <li>・自営業者・会社役員および実質自営業者・会社役員と見なされる方</li> <li>・原則満3年以上継続して同一事業を営んでいる方</li> <li>・取扱店の営業区域内に居住または営業されている方</li> <li>・団体信用生命保険に加入できる方</li> <li>・当社の定める保証会社の保証が受けられる方</li> <li>・過去にローンの延滞、不渡り等の信用事故のない方</li> </ul>   |
| <p>資金使途</p>   | <p>住宅購入、建築(建替え・増改築含む)、住宅ローン借換資金</p>  |
| <p>ご融資金額</p>  | <p>50万円以上1億円以内 かつ 購入物件価格の100%以内(10万円単位)</p>  |
| <p>ご融資利率</p>  | <p>①変動金利型(ローン基準金利連動型)<br/>新規ご融資利率は当社の定めるローン基準金利を基準利率として決定いたします。<br/>(別途保証料が必要です。)</p> <p>②固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)<br/>新規ご融資利率は当社所定の利率とさせていただきます。<br/>(別途保証料が必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型三大あんしん保障付き住宅ローンをご利用になられる場合は<br/>上記新規ご融資利率に一定幅を上乗せした利率を適用させていただきます。</li> </ul>   |
| <p>金利変動ルール</p>  | <p><b>【変動金利型】</b><br/>利率の変更の基準日を4月1日、10月1日の毎年2回と定め、4月1日と10月1日、<br/>10月1日と翌年4月1日の基準金利とを比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で<br/>借入利率は変動します。<br/>但し、借入後最初の見直しでは、貸出日の基準日(毎年3月1日と9月1日)現在の基準<br/>金利と貸出後最初の貸出利率の変更の基準日(4月1日又は10月1日)の基準金利を<br/>比較して、利率差が生じた場合、その差と同幅で借入利率は変動します。<br/>(新利率適用日)<br/>月賦返済のみの場合…4月1日の見直しは6月の、10月1日の見直しは12月の約定<br/>返済日の翌日からとします。<br/>半年賦返済併用の場合…4月1日の見直しは6月以降、10月1日の見直しは12月以降<br/>最初に到来するボーナス返済日の翌日からとします。</p> <p><b>【固定金利選択型】</b><br/>お借入時またはお借入後選択された期間(3年・5年・7年・10年)は、固定金利期間と<br/>なります。固定金利期間終了後については、直前の4月1日、10月1日時点の<br/>当社の定めるローン基準金利を基準とする金利変動型の住宅ローン利率となります。<br/>※固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。<br/>※固定金利期間終了時(固定金利期間終了日の2営業日前の日までにお取引店まで<br/>お申し出いただいた場合)に固定金利期間を再設定することも可能ですが、再設定後の<br/>金利は当初金利と異なる場合があります。</p> |
| <p>ご返済方法</p>  | <p><b>【変動金利型の場合】</b><br/>毎月元利均等返済(最大元金の50%までボーナス返済併用可)<br/>・毎회のご返済額はお借入後5回目の10月1日を基準とする利率の見直し時まで<br/>変わりません。<br/>・第1回目の見直し以降は5年ごとに再計算し新しく毎회のご返済額を定めます。<br/>但し、金利が上昇しても新しい返済額は前回の返済額の125%以内といたします。<br/>・5年ごとの最終の返済額変更後、借入利率の変更等により最終の返済額による返済で<br/>返済期限までに返済が完了しない場合には、残債務について返済期限に一括して<br/>ご返済いただきます。</p>  |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>ご返済方法</p>          | <p><b>【固定金利選択型の場合】</b><br/>         毎月元利均等返済(最大元金の50%までボーナス返済併用可)<br/>         ・固定金利期間は毎回の返済額は変わりません。<br/>         ・金利変動型の住宅ローンに切替の際にはご返済額を見直しさせていただきます。<br/>         ・金利変動型の第1回目の見直し以降は5年ごとに再計算し新しく毎回の返済額を定めます。<br/>         但し、金利が上昇しても新しい返済額は前回の返済額の125%以内といたします。<br/>         ・5年ごとの最終の返済額変更後、借入利率の変更等により最終の返済額による返済で返済期限までに返済が完了しない場合には、残債務について返済期限に一括してご返済いただきます。</p>   |
| <p>ご返済期間</p>          | <p>変動金利型…35年以内(1年単位)<br/>         固定金利選択型(3年・5年・7年・10年)…3年以上35年以内(1年単位)</p>   |
| <p>固定金利<br/>特約手数料</p> | <p>・固定金利の特約をご希望の場合は、手数料として10,800円(消費税等込)をお支払いいただきます。</p>  |
| <p>手数料</p>            | <p>・ご融資実行時に事務取扱手数料として保証会社宛54,000円(消費税等込)、当社宛216,000円(消費税等込)をお支払いいただきます。<br/>         また定期借地権付き住宅の場合は別途当社宛事務取扱手数料108,000円(消費税等込)が必要となります。</p> <p>・リフォームローンと併用の場合は、リフォームローンのご融資実行時に事務手数料として保証会社宛10,800円(消費税等込)、当社宛32,400円(消費税等込)が必要となります。</p> <p>・太陽光発電リフォームローンと併用の場合は、太陽光発電リフォームローンのご融資実行時に事務手数料として保証会社宛10,800円(消費税等込)、当社宛32,400円(消費税等込)が必要となります。</p> <p>・資金用途が借換の場合は、手数料として32,400円(消費税等込)をお支払いいただきます。</p> <p>・保証料内枠方式をご希望の場合は、手数料として32,400円(消費税等込)をお支払いいただきます。</p> <p>・変動金利期間中に繰上返済を行う場合は次の手数料が必要となります。<br/>         (全額繰上返済)<br/>         ①ご融資後3年以内の場合…3,240円(消費税等込)<br/>         ②ご融資後3年超5年以内の場合…2,160円(消費税等込)<br/>         ③ご融資後5年超7年以内の場合…1,080円(消費税等込)<br/>         ④ご融資後7年超の場合…無料<br/>         ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>・固定金利金利期間中に繰上返済を行う場合は次の手数料が必要となります。<br/>         (全額繰上返済)<br/>         当初貸出日からの期間にかかわらず…32,400円(消費税等込)<br/>         ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>※なお、保証会社に対しても次の繰上返済手数料が必要となります。当該手数料は所定の振込手数料とともに、返戻保証料より差し引かせていただきます。<br/>         ●全額繰上返済:10,800円(消費税等込)<br/>         ※一部繰上返済を行う場合は手数料不要です。</p> <p>・その他返済条件の変更時に当社所定の手数料が必要となる場合があります。</p> |
| <p>担保・保証人</p>         | <p>担保…保証会社に不動産を担保として提供していただきます。(抵当権設定)<br/>         保証人…原則不要ですが、当社または保証会社が必要と認める場合は当社および保証会社宛連帯保証人が必要となる場合があります。</p>  |
| <p>保証会社</p>           | <p>当社の定める保証会社</p>   |

## ビジネスオーナー向け住宅ローン

(2019年4月1日現在)

| 保証料等                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ご融資実行時に保証会社に対して保証料を原則一括でお支払いいただきます。</li> <li>保証料:ご融資金額100万円あたりの一般的な保証料は下記の通りです。(例示)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="448 282 1034 439"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>保証料(円)</th> <th>期間</th> <th>保証料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>4,580</td> <td>25年</td> <td>17,254</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>8,544</td> <td>30年</td> <td>19,137</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>11,982</td> <td>35年</td> <td>20,610</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>14,834</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>例えば、ご融資金額1,000万円、ご返済期間20年の場合の保証料は148,340円となります。</p> | 期間  | 保証料(円) | 期間 | 保証料(円) | 5年 | 4,580 | 25年 | 17,254 | 10年 | 8,544 | 30年 | 19,137 | 15年 | 11,982 | 35年 | 20,610 | 20年 | 14,834 |  |  |
|-----------------------|--|-----|--------|----|--------|----|-------|-----|--------|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--|--|
| 期間                    | 保証料(円)   | 期間  | 保証料(円) |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| 5年                    | 4,580  | 25年 | 17,254 |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| 10年                   | 8,544  | 30年 | 19,137 |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| 15年                   | 11,982   | 35年 | 20,610 |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| 20年                   | 14,834   |     |        |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| 当社が契約している<br>指定紛争解決機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人全国銀行協会</li> <li>連絡先 全国銀行協会相談室</li> <li>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>   |     |        |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |
| その他参考<br>となる事項        | <ul style="list-style-type: none"> <li>ご返済額は店頭にて試算いたします。</li> <li>金利につきましては窓口でお問い合わせください。</li> </ul>   |     |        |    |        |    |       |     |        |     |       |     |        |     |        |     |        |     |        |  |  |